

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.229(改訂版1)

(2021.09.03)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」(福岡県共募)の募集について

1 趣旨
令和3年8月11日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、久留米市、八女市、みやま市には災害救助法が適用されました。福岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称
令和3年8月福岡県豪雨災害義援金

3 募集期間
令和3年8月17日(火)から令和3年12月30日(木)まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 (※1)		00920-0-212540	福岡県共同募金会令和3年豪雨災害義援金
福岡銀行 (※2)	春日原支店	普通預金 1995977	社会福祉法人福岡県共同募金会
西日本シティ銀行 (※2)	春日原支店	普通預金 3108461	

- ※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。
※2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本支店における窓口での振込み手数料は無料。
※3 上記以外の他銀行からの振込みや、ATM及びインターネットバンキング等を利用した場合の振込み手数料は有料。

5 義援金の配分
福岡県共同募金会できりまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」の募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

7 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和3年8月17日から施行します。

令和3年8月26日改正（第2版）

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内

TEL : 092-584-3388

FAX : 092-584-3386

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	〇九九店 (当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。

「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人福岡県共同募金会

1 趣旨

令和3年8月11日からの大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、久留米市、八女市、みやま市には災害救助法が適用されました。福岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年8月福岡県豪雨災害義援金

3 受付期間

令和3年8月17日（火）から令和3年12月30日（木）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行（※1）	春日原支店 (2777)	口座記号番号 00920-0-212540	福岡県共同募金会令和3年 豪雨災害義援金
		普通預金 1995977	
福岡銀行（※2）	春日原支店 (003)	普通預金 3108461	社会福祉法人福岡県共同募 金会
西日本シティ銀行 (※2)			

※1 ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料。

※2 福岡銀行、西日本シティ銀行各本支店における窓口での振込み手数料は無料。

※3 上記以外の他銀行からの振込みや、ATM及びインターネットバンキング等を利用した場合の振込み手数料は有料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、福岡県災害対策本部へ送金し、福岡県が設置する義援金品配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和3年8月福岡県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和3年8月17日から施行します。

令和3年8月26日改正 (第2版)

8 問い合わせ先

社会福祉法人福岡県共同募金会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ内

TEL 092-584-3388 FAX 092-584-3386

E-mail bokin@fuku-shakyo.jp